

山梨県公報

第千三百四十九号

平成十五年

一月十六日

木曜日

目次

告示

山梨県地域保健医療計画の変更……………一
 換地計画の決定……………二
公 告
 土地区画整理組合の事業計画の変更認可……………一
 開発行為に関する工事の完了について……………三
 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について……………三

告 示

山梨県告示第十六号

医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第三十条の三第十項の規定により山梨県地域保健医療計画を次のとおり変更したので、同条第十三項の規定により告示する。この計画は、山梨県福祉保健部医務課及び県内の各保健所において一般の縦覧に供する。
 平成十五年一月十六日

山梨県知事 天 野 建

一 計画の基本的事項

1 計画策定の趣旨

少子化及び高齢化の進行、慢性疾患の増加等による疾病構造の変化、健康に対する関心の高まり等から、保健医療に対する需要はますます増大し、かつ、多様化し、また、新たな課題も顕在化している。

このような状況を踏まえ、県民のニーズにあった質の高い保健医療サービスを計画的に提供するため、現行計画の見直しを行い、新たな「山梨県地域保健医療計画」を策定した。

また、地域の特性や実状に即した施策の着実な実施及び推進を図るため、この計画の一部である「二次医療圏別地域保健医療計画」も見直しした。

2 計画の性格

この計画は、医療法に定める医療計画である。
 また、県及び市町村における施策の目標であり、保健、医療及び福祉の関係者の共通の努力目標やそれぞれの役割を示したものであり、県民に対しては、自主的及び積極的な活動を誘導する役割を持つものである。なお、国に対しては、要望的性格を有するものである。

3 計画の期間

この計画は、おおむね五年間をその期間とする。

二 計画の概要

1 医療圏

(一) 一次医療圏 原則として市町村ごとの行政区域とする。

(二) 二次医療圏 広域市町村圏ごとの行政区域とする。

(三) 三次医療圏 山梨県全域とする。

2 基準病床数

病床種別	医療圏名	基準病床数								
		基準病床数	既存病床数							
一般病床 療養病床	二次医療圏	合 計	八、一三六	九、二五四						
					甲府地区医療圏	三、四四六	四、〇一八			
					東山梨医療圏	一、一九〇	一、三六二			
					東八代医療圏	八四六	八五七			
					峡南医療圏	五三三	五六八			
					峡西医療圏	四〇六	四六三			
					峡北医療圏	六七二	七七四			
					富士北麓医療圏	四九一	五四七			
					東部医療圏	五六二	六六五			
					精神病床	合 計	一、九一七	二、六〇七		
									県全域	二、六〇七
									三次医療圏	六二
					結核病床	合 計	二八	二六		
感染症病床	合 計	二八	二六							

備考 既存病床数については、平成十四年十二月一日現在の

3 県民の健康づくりの推進と生活習慣の改善

- (一) 県民一人ひとりが主体的な健康づくりを行うとともに、個人の健康づくりを社会全体で支援する環境を整備しながら、健康づくりのための実践活動を推進する。
- (二) 壮年期死亡の減少及び健康寿命の延伸を図るため、栄養・食生活、身体活動・運動、喫煙等生活習慣の改善を推進する。

4 多様化する保健医療ニーズへの対応

- (一) 母子保健、学校保健、産業保健、高齢者保健福祉等ライフステージに応じた保健対策の充実を図る。
- (二) 精神障害者の社会復帰の促進等精神保健医療福祉対策をはじめ、難病、感染症・結核、歯科疾患等における各種保健医療対策を推進する。
- (三) 診療情報の開示等患者の自己決定に資する医療情報提供の取り組みを推進するとともに、医療サービスの質の向上に向けて、病院機能の第三者評価の導入等を促進する。
- (四) 病院等における各種安全管理対策を推進するとともに、医療安全相談体制の整備検討を行うなど、医療事故、院内感染等への対策の充実を図る。

5 地域医療提供体制の整備

- (一) 各医療圏の実状を踏まえ、必要な医療機能の整備を推進するとともに、患者紹介制の促進等による病診連携をはじめ、地域連携室の設置等を通じて医療連携を深める。
- (二) かかりつけ医及びかかりつけ歯科医定着化の普及促進、診療所医師に対する研修等学習機会の充実を図りながら、プライマリケアを推進する。
- (三) 医薬分業についての普及啓発を促進するとともに、薬歴管理及び服薬指導を行う「かかりつけ薬局」の普及を図る。
- (四) 生活習慣の改善、検診受診者の増加等を図る中で、がん、循環器疾患及び糖尿病の予防対策を推進するとともに、これらの疾病に係る医療体制の充実を図る。
- (五) ホスピス及び緩和ケアについての正しい知識の普及啓発並びに緩和ケア病床の整備促進、在宅緩和ケアの推進等終末期医療体制の整備を推進する。
- (六) 保健、医療及び福祉が連携しながら、地域リハビリテーション及び在宅医療を促進する。
- (七) 臓器移植に関する正しい知識の普及に向けた各種の啓発活動を進め、ドナーカード所持率向上に努める。
- (八) 初期救急医療、二次救急医療及び三次救急医療のそれぞれの医療機能に応じた救急医療体制の体系的整備を図る。また、小児救急医療体制及び救命救急活動に

おけるメディカルコントロール体制等の整備充実を図る。

- (九) 災害時医療対策を推進するとともに、健康被害の発生予防、拡大防止等健康危機管理対策の充実を図る。
- (十) へき地中核病院の整備、へき地勤務医の確保、へき地医療支援機構の整備検討等へき地医療提供体制の確保を図る。

6 安全で衛生的な生活環境の整備

- (一) 医薬品等の安全性の確保及び適正管理を推進する。
- (二) 薬物の乱用防止を図るため、意識啓発を図るとともに、薬物乱用者、その家族等の相談に対する窓口の充実を図る。

7 地域保健医療推進のための基盤整備

- (一) 医師、歯科医師、薬剤師等の保健医療従事者の確保に引き続き努めるとともに、臨床研修医師の受け入れ体制及び生涯学習体制の充実を図る。
- (二) 国の保健医療における情報化についての計画及び目標を勘案しながら、総合的な保健医療情報ネットワークシステムの構築を目指す。
- (三) 保健、医療及び福祉が役割を分担し、有機的な連携を図りながら、より効果的かつ効果的なサービス提供体制の構築を目指す。

山梨県告示第十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により、県営圃場整備事業（小淵沢地区上笹尾工区）の換地計画を定めたので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し立てることができる。

平成十五年一月十六日

山梨県知事 天 野 建

一 縦覧書類
換地計画書の写し

二 縦覧期間
平成十五年一月十七日から同年二月十四日まで

三 縦覧場所
小淵沢町役場

四 異議申立期間

平成十五年二月十五日から同年三月一日まで

公 告

土地区画整理組合の事業計画の変更認可
 土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第十条第一項の規定により、次のとおり事業計画の変更を認可した。
 平成十五年一月十六日

山梨県知事 天 野 建

- 一 施行者の名称
大月市
- 二 事務所所在地
大月市大月二丁目六番二十号 大月市役所内
- 三 施行地区
大月市大月一丁目字六貫メ、字宮原及び御太刀一丁目字宮原の各一部
- 四 施行認可の年月日
平成十三年十二月十七日
- 五 変更後の事業施行期間
平成十三年年度から平成十五年度まで
- 六 変更認可の年月日
平成十四年十二月十七日

開発行為に関する工事の完了について
 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る開発の行為に関する工事は、完了した。
 平成十五年一月十六日

- 山梨県知事 天 野 建
- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
中巨摩郡田富町藤巻字東河原二八九四の三
 - 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
東八代郡石和町東高橋四百十一番地の四 コンフォートA 一〇二号 橋田修

開発行為及び公共施設に関する工事の完了について
 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。
 平成十五年一月十六日

- 山梨県知事 天 野 建
- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
中巨摩郡竜王町富竹新田字十二名八二二の一及び八二二の三
 - 二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
水 路	次の図のとおり

- 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名
甲府市千塚三丁目七番四十四号 山本博之
- （「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を峡中地域振興局建設部及び竜王町役場に備え置いて縦覧に供する。）

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 株式会社サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番